

【問 2】正（○）誤（×）を判断し、誤りなら簡単に理由を記載し、併せて内容や授業等の感想を記載

- 1 【×】現代の書家が、平安時代の高僧の書を忠実に写した書は、見る人の評価が高いものであれば著作物として保護されることがある。

【解説】忠実に写すと、書いた人の思想又は感情が表現されておらず、著作物に該当しない。

- 2 【×】青空文庫は、著作権の保護期間が切れたものや著作権者が権利主張をしないと保証するものを集めたものであるから、これらの著作物を朗読してCDに記録したものであっても、無断で自由に利用できる。

【解説】文庫の著作物は自由に利用できるが、朗読により伝達権が発生する。伝達権は著作隣接権であり厳密に表現すると著作権と区別する必要があるが、単に著作権との表現では著作隣接権も含むと考えるのが適切

- 3 【○】サーカスの曲芸や奇術は実演として保護される著作物である。

【解説】舞踊の著作物の実演に該当し、著作隣接権が発生する。その曲芸動作や奇術のやり方は著作物として保護される。

- 4 【×】パソコンなどで利用する文字フォントは、著作物として権利の対象となることはあり得ない。

【解説】絶対なりえないとは言えない。フォントも美術的観賞に堪え得る程度になっていれば、美術の著作物として著作権の対象となることはあり得る。

- 5 【×】音楽家が意識せずに口遊んだ鼻歌は、音楽の著作物とならない。

【解説】音楽の著作物は譜面に表すことも、再現可能なように記録することも要求されておらず、即興的な音楽も、鼻歌も著作物として保護される。

- 6 【×】自動車メーカーが売り出しているファミリーカーのデザインは著作物である。

【解説】工業的に生産される物は著作権の対象外であり、意匠法で保護される。

- 7 【×】裁判所の判決は著作物であり、民間の出版者が編集した著作権重要判例集は著作物でない。

【解説】判決は著作権法で保護される著作物ではなく、編集されたものは著作物となる。

- 8 【×】新聞、雑誌等の見出しは、いかに短くても著作物となることがある。

【解説】見出し自体は思想又は感情を創作的に表現したものといえず、著作物に該当しない。加えて短い言葉で表現されたものであり、だれでも同じような表現をするものであるから、これを独占することは法律の意図したものではない。

- 9 【×】防犯カメラが交通事故の場面を撮影した動画は、著作物である。

【解説】防犯カメラは、カメラを設定した後は、その設定状況のまま機械的に記録しているものであり、思想感情を表現しているとは考え難い。

- 10 【○】交際相手に宛てた私信という程度の手紙も著作物となることがある。

【解説】著作物の定義に該当するか否かが判断の分かれ道となるが、交際相手への手紙は、単なる事務連絡と異なり、愛情表現が溢れているといえ、立派な著作物に該当すると考えられる。